

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024 年 6 月 7 日

福島県知事 内堀 雅雄 様



提出者

住 所 福島市泉字清水内1番地

氏 名 佐藤工業株式会社

代表取締役社長 八巻 恵一

電話番号 024-557-1166

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	佐藤工業株式会社
事業場の所在地	福島県福島市泉字清水内1番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	118億円
③ 従業員数	144名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙.1産業廃棄物の処理工程のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙. 2産業廃棄物の処理管理体制のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】 別紙. 3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集（がれき類・金属くず） ・梱包材の簡素化（廃プラスチック類・紙くず・木くず） ・実寸法による発注（木くず） 			
②計画	【目標】 別紙. 3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・工法の改善（汚泥） ・余剰材の引取り依頼（木くず） ・ユニット化による持込み（ガラスくず） 			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴い工種毎に発生するものをそれぞれ混合しないように分別、保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の他に石膏ボード、紙くずについても分別を実施する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 5 年度）実績】 別紙.3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】 別紙.3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 5 年度）実績】 別紙.3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・実施していない。			
②計画	【目標】 別紙.3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】 別紙.3のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。	
②計画	【目標】 別紙.3のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】 別紙.3のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
（これまでに実施した取組） ・委託基準に基づき産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面により契約を締結し、処理を行っている。		

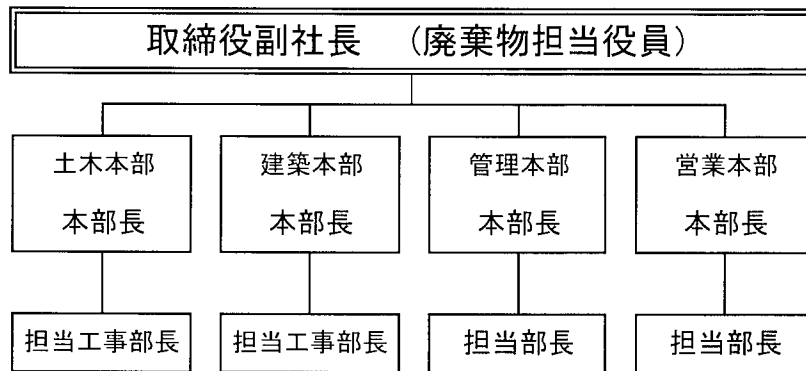
②計画	【目標】 別紙.3のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの導入に向け、対応可能な処理業者から選定する。 ・委託先の処理業者に対し、定期的に処理場を確認する。 		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙2.産業廃棄物の処理管理体制

1.組織図



2.職務分担

役割	氏名	職務内容
統括責任者	取締役副社長	・産業廃棄物に関する総括責任者。
廃棄物管理 担当者	工務課長 (土木、建築 工務課長)	・監督官庁への提出書類の集計および報告書の作成。 ・その他関係する廃棄物処理に関する全ての事項。
環境推進委員	安全管理部長	・産業廃棄物に関する法的要求事項の検討及び策定をする。 ・廃棄物の発生抑制、再利用、中間処理、適正処理の推進、 計画的な廃棄物の管理上の事項を検討する。
廃棄物管理 工事部長 (担当工事)	担当部長 (土木、建築 担当部長)	・各工事現場ごとの廃棄物処理基本計画の検討。 ・各工事現場ごとの廃棄物管理状況の全体把握。 ・社員、関連会社に対する教育、啓蒙活動。
廃棄物管理 工事課長 (担当工事)	担当課長 (土木、建築 担当課長)	・廃棄物管理状況の把握と改善策及び発生抑制の検討。 ・処理業者、再生利用業者の選定及び管理。 ・担当工事毎の委託契約書及び関係書類等の実態把握。
廃棄物管理 工事所長 (担当工事)	工事担当者 (土木、建築 担当所長)	・廃棄物処理計画(再生資源利用(促進)計画)の作成。 ・処理委託業者の選定および契約の締結。 ・委託契約内容の確認およびマニフェスト伝票の管理。 ・実施内容の報告(月報)委託処理の最終確認。(確認印等)
廃棄物処理	担当係 (産業廃棄物 処理担当者)	・担当現場の発生廃棄物の処理計画の対策促進及び実施。 ・産業廃棄物の分別収集の実施内容の管理。 ・担当現場の廃棄物処理内容の報告書の作成および報告。

別紙3-3 産業廃棄物処理計画書 (県北)

単位: t/年

産業廃棄物の種類	排出の抑制に関する事項		自らの産業廃棄物の再生利用に関する事項		自らの産業廃棄物の再生利用に関する事項		自らの産業廃棄物の再生利用に関する事項		中間処理により減量する産業廃棄物の量		自らの産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	
	排出量		再生利用を行う産業廃棄物の量		熟回収を行う産業廃棄物の量		中間処理を行う産業廃棄物の量		埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	前年度 (令和5年度)	今年度 (令和6年度)	前年度 (令和5年度)	今年度 (令和6年度)	前年度 (令和5年度)	今年度 (令和6年度)	前年度 (令和5年度)	今年度 (令和6年度)	前年度 (令和5年度)	今年度 (令和6年度)	前年度 (令和5年度)	今年度 (令和6年度)
燃え殻	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
汚泥	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃油	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃酸	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃アルカリ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃プラスチック類	132.0	125.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紙くず	37.1	35.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
木くず	69.5	66.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繊維くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物性残さ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物系固形不要物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ゴムくず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	323.1	306.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄さい	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
がれき類	2,680.5	2,546.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物のふん尿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物の死体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水銀使用製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃石膏ボード	24.4	23.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石綿含有廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混合安定型	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混合管理型	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	3,267.4	3,101.0										

	産業廃棄物の処理の委託に関する事項												
	全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	前年度 (令和5年度)	今年度 (令和6年度)	前年度 (令和5年度)	今年度 (令和6年度)	前年度 (令和5年度)	今年度 (令和6年度)	前年度 (令和5年度)	今年度 (令和6年度)	前年度 (令和5年度)	今年度 (令和6年度)			
	現状 (実績)	計画 (目標)	現状 (実績)	計画 (目標)	現状 (実績)	計画 (目標)	現状 (実績)	計画 (目標)	現状 (実績)	計画 (目標)			
産業廃棄物の種類													
燃え殻	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
汚泥	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃油	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃酸	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃アルカリ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃プラスチック類	132.0	125.0	0.0	0.0	115.6	125.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紙くず	37.1	35.0	0.0	0.0	37.1	35.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
木くず	69.5	66.0	0.0	0.0	56.1	66.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繊維くず	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物性残さ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物系固形不要物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ゴムくず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	323.1	306.0	0.0	0.0	316.6	306.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鋳さい	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
がれき類	2,680.5	2,546.0	0.0	0.0	2,525.0	2,546.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物のふん尿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物の死体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水銀使用製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃石膏ボード	24.4	23.0	0.0	0.0	24.4	23.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石綿含有廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混合安定型	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混合管理型	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0